

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格喪失日に係る記録を昭和39年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月29日から同年3月1日まで

同じ会社に継続して勤務していたが、年金記録によると、加入期間に1か月の空白期間があることが判明した。

昭和37年4月1日に入社し、平成9年3月31日に退職するまで、途中、転勤することはあったが、退職はしていないので、1か月の空白期間があるのには、納得がいかない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった人事異動履歴情報リスト及び雇用保険の資格記録から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和39年3月1日に同社B本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年10月の社会保険庁のオンライン記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から50年12月まで
転職先の会社が厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入した方がよいと両親に勧められた。加入手続や納付はすべて母に任せた。結婚する時に、母から、「全部納めてある。」と言われ、年金手帳を手渡された。この記憶は鮮明に残っており、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月に払い出され、この時点では、50年9月以前の保険料は時効により納付することができず、また、社会保険庁のオンライン記録を基に、複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立期間について、申立人に該当する記録は無く、申立人に対してほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、母親から年金手帳を手渡された際に、「全部納めてある。」と言われたことを鮮明に記憶していると述べているところ、申立人が所持している領収証書及び社会保険事務所が保管している申立人の国民年金被保険者台帳によると、昭和53年2月6日に、その時点で過去にさかのぼって納付できる全部の期間である51年1月から52年3月までの保険料をまとめて納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付については、すべてを母に任せていたと主張し、申立人自身はこれに関与しておらず、具体的な状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 448

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 5 月まで

私は、昭和 45 年 4 月から 46 年 5 月までの期間、銀行のビルの一室で診察していたA医院に勤務していた。当時、私は、医師の自宅に住み込みで働いていた。厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA医院の状況を詳細に記憶していることから、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所については、社会保険事務所において適用事業所としての記録は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所について従業員数が3名程度の事業所であったとしていることから判断すると、当時の厚生年金保険法における強制適用事業所ではなかったものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できず、申立人は同僚の名前を記憶していないため、申立人の厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 7 日から 46 年 8 月 1 日まで

私は、申立期間の前に勤務していたA社を退職する際に脱退手当金の説明を聞いたことを覚えている。A社に勤務していたのは20歳前の期間であるから脱退手当金を受給したかも知れない。しかし、B社を退職した際には脱退手当金の説明は無かったし、年金に加入しなければいけない20歳以降の期間であるから脱退するはずが無い。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が脱退手当金を受給したかも知れないとしている期間と申立期間は、社会保険庁の記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人が受給したかも知れないとしている期間の事業所の被保険者名簿の申立人の記載されているページの前後2ページの女性被保険者28人のうち、当該事業所を最終事業所とする脱退手当金の受給記録がある者にはすべて「脱」の表示があるが、申立人には当該表示が無いことから、当該事業所が最終事業所でないことが推認され、ほかに申立人が受給したかも知れないとしている期間だけの脱退手当金を受給していたことはいかなる理由もなく、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立人と同じ年に申立期間の事業所を資格喪失した同僚の中に、資格喪失日の翌月に脱退手当金が支給された記録のある者がおり、申立人と同様に、資格喪失後、短期間で支給決定されていることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年2月9日に払い出されており、申立期間の事業所を退職後は、強制加入期間となるにもかかわらず、すぐに国民年金に加入していないことから、当時、年金に対する意識が必ずしも高くなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を示す「脱」の表示があり、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を合算して支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和46年9月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、ほかに申立期間を含む脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 12 日から同年 10 月 1 日まで

社会保険事務所の記録では、昭和 31 年 1 月 12 日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 10 月 1 日にB社において同資格を取得しているとのことであるが、両事業所間に1か月も空白は無かったと記憶している。申立期間についてはA社又はB社のいずれかで勤務していたと思うので、調査を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における退職日及びB社における入社日について明確な記憶はないが、A社に在職中であった昭和 32 年の正月に実家へ帰省した際、すでにB社に勤務していた先輩から同社への転職を勧められたため、A社を退職し、B社に入社したとしており、その退職から入社までの期間は1か月に満たない短期間であったと述べている。

また、昭和 32 年 4 月にB社に入社したとしている同僚は、「申立人は私より先にB社に入社したはずである。」と述べており、申立人も、当該同僚より先にB社に入社していた記憶があるとしている。

しかし、B社について、昭和 32 年 4 月に同社に入社したとしている上記の同僚及び申立人がほぼ同時期に同社に入社したとしている2名の同僚の、同社における厚生年金保険の資格取得日を確認したところ、申立人の資格取得日と同日である同年 10 月 1 日であり、現在の同社管理部の事務担当者が、「以前は、入社後数か月経過してから社会保険に加入する取扱いを行っていたようだ。」と証言していることから、同社は当時、一定期間内に採用した者をまとめて加入させていたことが推認できる。

また、申立人のA社の同僚からは、申立人の申立期間における勤務実態及

び厚生年金保険の適用について確認することができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 451

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 20 日から 39 年 1 月 12 日まで
前事業所に勤務中に、A社の社長夫人が、「是非、我社で働いてほしい」と訪ねて来た。私が希望する和裁の教室への習い事や社会保険の加入を約束してもらったので転職した。仕事内容は事務経理補助で、兄妹も同事業所に勤務していた。

在職中に社長夫妻の仲人で同社勤務の夫と結婚し、夫の交通事故をきっかけに夫婦揃って昭和 39 年 6 月末で退職した。勤務していた期間のうち、空白期間の 35 年 6 月 20 日から 39 年 1 月 12 日までの 43 か月について、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に入社した経緯及び在職中に療養したこと等の記憶が明確であるとともに、複数の同僚の証言から判断して、厚生年金保険の被保険者資格取得日以前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所における申立期間当時の人事記録や賃金台帳等の関連資料は事業所移転に伴い処分されている上、唯一事業所が保管している決算報告書の従業員賞与引当金明細は、昭和 39 年分のみであることから、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立期間当時の事業主は他界しているため、当該事業所における厚生年金保険の取扱いは不明であるものの、同僚の中に、自身の記憶する入社日より厚生年金保険の資格取得日が遅い者が複数いることが確認できることから、申立期間当時、事業主は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の手続を行っていなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の氏名等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年5月1日から同年9月1日まで
② 昭和55年5月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社B支社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入期間が無い旨の回答であった。当該期間はA社B支社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有しているA社B支社発行の退職証明書により、申立人が申立期間①及び②において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、申立期間①当時、入社から4か月間の試用期間があり、5か月目に厚生年金保険の資格取得をさせていたとしている。また、申立人は営業職だったとしているところ、申立期間②については、現在の同社の営業職の場合、営業成績の査定により資格が決まり、営業成績がかんばしくない社員は資格が降級し、同社が決めている一定の基準以下の資格となると社会保険の被保険者資格を喪失させることになっており、申立期間②当時の記録にも同様の資格が存在していることから、詳細は不明であるが、申立期間②当時も現在と同様の取扱いをしていたと思われるとしている。

また、A社が保管している「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人に係る資格取得日は昭和53年9月1日、資格喪失日は55年5月1日であることが確認でき、この記録は、社会保険事務所の申立人に係る

厚生年金保険被保険者原票の記録と一致する。

さらに、申立人の妻は、「夫（申立人）が、国民年金の被保険者の時は夫自身が国民年金保険料を納付していた。」と供述しており、申立期間①及び②について、申立人の国民年金保険料が納付済みとなっていることから、申立人は、A社B支社において厚生年金保険の被保険者として適用されていないことを認識した上で、自身の国民年金保険料を納付していたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月1日から22年2月28日まで
昭和20年7月1日から22年2月28日まで、A町役場内にあったA町国民健康保険組合に正職員として勤務した。

途中、昭和21年6月30日から22年1月31日までは、役場の別棟に新しくできた同組合の診療所で保健婦として診療補助の仕事をしていた。

B市長よりいただいた履歴書を提出するので、厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB市（当時のA町）が交付した履歴書により、申立人は、申立期間においてA町国民健康保険組合及び同組合診療所に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の事業所記録から、当該組合及び診療所に係る厚生年金保険適用事業所としての記録を確認することはできない。

また、申立人と同様に保健婦として当該診療所に勤務していた同僚は、A町が昭和23年1月1日の市制施行によりB市となった後、B市役所として厚生年金保険適用事業所となった23年8月1日に、同市役所において資格を取得しており、それ以前の期間について厚生年金保険の被保険者記録の確認はできない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで

昭和 14 年 11 月に学校を卒業し、A 社（後に、申立期間において B 社に社名変更、現在は、C 社）に入社した。株式会社化した後も継続して勤務し、終戦までは、主に軍の工事現場で現場監督をしていた。労働者年金保険制度の時から被保険者であったはずなので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた当時の業務内容及び上司の名前等について具体的な記憶を有していることから判断して、申立人が申立期間において、B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）において、被保険者については「健康保険法第十三条ノ工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル労働者ハ労働者年金保険ノ被保険者トス」と規定されており、当時の健康保険法第 13 条において、使用される者を被保険者とするものとされている工場、事業場又は事業には、建設業が含まれていない。

また、申立人は、同社において、工事現場での出来高調書作成、設計、測量、施工監督、労働者の管理等の業務を行っていたとしているが、このような業務内容に従事する社員について、事業所としての労働者年金保険への加入の取扱いを C 社に照会したところ、「B 社の社員は、肉体労働者を指揮命令して工事を進める立場にあり、労働者年金保険の被保険者となる労働者には該当していなかった。肉体労働は協力会社に発注していた。」との回答が得られた。

さらに、申立人が、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与

から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 20 日から同年 9 月 30 日まで
中学校の紹介で、卒業後、同級生と一緒にA社に入社した。53 年前のことで記憶も定かではないが、勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の中学校における同級生であり、一緒に当該事業所に入社し、同じような業務に従事していたとする同僚を含む複数の同僚は、当該事業所には試用期間があった旨の証言をしている上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同窓の同僚の資格取得日は、入社から半年以上経過した後の昭和 31 年 10 月 25 日となっていることが確認できることから、当該事業所では、一定期間が経過した後に、厚生年金保険被保険者の資格取得届を行っていたことがうかがえ、申立人は、試用期間中に退職したため、厚生年金保険被保険者の資格取得手続が行われなかったものと考えられる。

また、この同窓の同僚の資格取得日は、昭和 32 年 4 月 7 日に訂正手続が行われ、31 年 10 月 25 日を同年 3 月 20 日に訂正されており、ほかにも、資格取得日をさかのぼった日付に訂正されている同僚が複数存在することが確認できるが、資格取得日をさかのぼった日付に訂正することによって生じる厚生年金保険の被保険者期間について、あらかじめ厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。